

市民の皆様へ

社会福祉法人日向市社会福祉協議会
会長 渡邊康久
(公印省略)

**新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る日向市社会福祉協議会
の方針等について(改定のお知らせ)**

令和2年4月16日に緊急事態宣言が全国に発令され、本会においても「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る方針等」を4月27日に策定し、感染症拡大防止に努めてまいりました。

5月25日に緊急事態解除宣言が発出され、国の基本的対処方針が変更になりました。国の方針変更を踏まえ、本会の方針を下記のとおり一部変更しましたのでお知らせします。

引続きご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. イベント等について

市内における感染症の拡大を防止するとともに、市民の命と健康を守り、市民生活の維持確保を最優先するため、令和2年9月までの社協が主催または共催するイベント等(※1)を中止または延期します。

※1 イベント等の定義

- (1) 不特定多数を対象として開催するもの
- (2) いわゆる「三密」の条件を満たすもの

※2 出席者が特定されており、「三密」の条件を満たさない小規模で重要な会議等は除きます。ただし、実施にあたっては、必要な感染症予防対策をとります。

2. マイクロバスの運行について

「三密」の環境であり、特に高齢者や子どもの参加がある場合に留意が必要であることを踏まえ、令和2年9月まで運行を中止します。

3. 総合福祉センターの貸館について(東郷支所は本所に準じる)

消毒エリアを限定するため、使用を許可する部屋を研修室と集会室のみとします。利用者数の上限を、研修室14名、集会室60名とします。

(収容定員の半分程度以内とし、研修室9名→14名、集会室30名→60名に変更)

4. レクリエーション機材及びチャイルドシート貸出について

完全な消毒が難しい状況にありますので、令和2年9月まで貸出を中止します。

5. 職員の検温と熱発時の対応について

出勤前に体温を計測し、記録をします。体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認し、体調の思わしくない場合は、出勤を停止します。

(業種別ガイドラインを参考に体温の数値基準を改めました。)

6. やむを得ず特定警戒都道府県へ往来した職員の服務

やむを得ず特定警戒都道府県へ往来した職員は、帰宅後は、2週間の「在宅勤務」の取り扱いとします。

7. 特定警戒都道府県からの帰省者等との接触が想定される職員の服務

可能な限り、帰省(来市)を控えていただくよう要請します。やむを得ず帰省しなければならない場合は、帰省者等に対して2週間の外出等の自粛と、職員とその家族についてもマスクの着用や三密を避けるなどの感染拡大防止策の徹底を要請します。

施行日 令和2年4月27日

改定日 令和2年6月 1日

(文書取扱 総務課)

問合せ先

(福)日向市社会福祉協議会

事務局次長 黒木 悟

TEL : 52-2572

FAX : 52-9562